

受託実習生・研修生の受け入れについて

◆提出書類等

	実習	研修
提出期限	実習開始日の1か月前	研修開始日の1か月前
提出書類	実習許可申請書 (所属学校等の長名で申請してください)	—
	実習・研修願書	
	誓約書	
	ワクチン接種または抗体保有証明書※1	
	—	健康診断書※2
	—	免許証(写) ※3

※1 両面でご印刷願います。片面印刷の場合は、2枚目の空いている箇所に(書面に直接)ご署名願います。

※2 ご来院より1年以内の診断書の写しをご提出願います。

※3 看護師免許や医師免許等、ご自身が保有されている免許証の写しをご提出願います。

◆実習料・研修料等(2019年10月1日以降)

実習料			研修料	
薬剤師以外	薬剤師		薬剤師以外	薬剤師
	11週	1週 (11週以外)		
2,200円/日	418,000円	38,500円/週	2,200円/日	11,000円/月

実習・研修許可書発行時に振込金額、振込口座等をご連絡します。

お振込みいただきましたら、「**振込完了通知書**」を速やかにご送付いただきますようお願いいたします。

◆留意事項

1. 実習・研修申請前に実施部署担当者と実習・研修期間の調整をお願いします。
2. 提出期限を過ぎてからの申請は受け付けません(「◆提出書類等」参照)。
3. 抗体価について、本院の抗体価要件を満たさない場合は臨床実習できません。
4. 個人情報については、本実習・研修にかかわる目的にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。
実習・研修等の保存期間を過ぎた個人情報書類は速やかに破棄します。

◆提出書類の郵送先

神戸大学医学部総務課人材育成支援事務室研修支援係
〒650-0017 神戸市中央区楠町 7-5-1
電話:078-382-6980 FAX:078-382-5050
(封筒表面に「実習(研修)申請書類在中」と記載願います。)

実習許可申請書

年 月 日

神戸大学医学部附属病院長 殿

所属

身分

氏名 ㊟

神戸大学医学部附属病院受託実習生受入れ規程(平成16年4月1日制定)に基づき、下記のとおり実習を委託したく必要書類を添えて申請いたします。

記

	実習実施部署	実習開始日	実習終了日	月数・週数・日数
	学 科	学 年	氏 名	備考(登校日など)
1		年 月 日	年 月 日	
2		年 月 日	年 月 日	
3		年 月 日	年 月 日	
4		年 月 日	年 月 日	
5		年 月 日	年 月 日	
6		年 月 日	年 月 日	

※1 実習実施部署は、歯科口腔外科、検査部、放射線部、薬剤部、看護部、リハビリテーション部等と記入してください。

※2 実習期間中に登校日等の実習を行わない日がある場合は備考欄に記入してください。

受託実習のみ提出

実習許可申請書

2020 年 10 月 1 日

神戸大学医学部附属病院長 殿

公印を省略される場合は
(公印省略)と記載願います

所属 総臨看護専門学校

身分 学校長

氏名 総 臨 太 郎

総臨看護
専門学校
校長
印

印

神戸大学医学部附属病院受託実習生受入れ規程(平成16年4月1日制定)に基づき、下記のとおり実習を委託したく必要書類を添えて申請いたします。

記

	実習実施部署	実習開始日	実習終了日	月数・週数・日数
	学科	学年	氏名	備考(登校日など)
1	看護部	2020 年 12 月 1 日	2020 年 12 月 10 日	月水金 5 日間
	看護学科	2 年生	総合 臨子	登校日:12/7
2		年 月 日	年 月 日	
3		年 月 日	年 月 日	
4		年 月 日	年 月 日	
5		年 月 日	年 月 日	
6		年 月 日	年 月 日	

※1 実習実施部署は、歯科口腔外科、検査部、放射線部、薬剤部、看護部、リハビリテーション部等と記入してください。

※2 実習期間中に登校日等の実習を行わない日がある場合は備考欄に記入してください。

実習・研修願書

年 月 日

神戸大学医学部附属病院長 殿

貴院における実習・研修を希望いたしますので、御許可くださいますようお願いいたします。

種 別 (いずれかに○)	受託実習 (これから資格を取得する方)		研修 (すでに資格を所持している方)						
実 習 ・ 研 修 希 望 者 情 報	氏 名 (自 署)			写 真 半身, 脱帽正面 3ヶ月以内に撮 影したものを貼 付すること					
	フリカゝナ								
	生 年 月 日	年	月		日				
	性 別	男	・		女				
	学校・学科 ・所属機関								
	受託 実習	在 学 期 間	年	月	日	～	年	月	日
		卒 業 (見 込)	卒業 ・ 卒業見込み						
	研 修	<必須>研修受講にあたり所属機関に申請し、許可を得ています。							☐ (許可を得てチェック)
	傷 害 保 険	加 入 ・ 未 加 入		保 険					
	現 住 所	〒 -							
電 話	- -								
E - m a i l	@								
実 習 ・ 研 修 実 施 部 署	神戸大学医学部附属病院 ・								
実 習 ・ 研 修 内 容									
実 習 ・ 研 修 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日								
備 考									

【留意事項】

- 「神戸大学医学部附属病院受託実習生受入れ規程」に記載のとおり看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする養成機関等の学生、生徒は「実習」、「神戸大学医学部附属病院研修生受入れ規程」の別表に記載されている職種の免許を有する者は「研修」として扱う。
- 実習・研修部署は、歯科口腔外科、検査部、放射線部、薬剤部、看護部、リハビリテーション部等と記入してください。
- 実習・研修内容は、簡潔明瞭に記入してください。
- 実習・研修申請にかかる書類にご記入いただいた個人情報については、実習・研修に関する業務のみに使用し、第三者へ開示することは一切ございません。なお、神戸大学における緊急事態に伴う実習生への連絡については、この限りではございません。
- フリクション等の消えるボールペンおよび修正液等は使用しないでください。

受託実習・研修
どちらの場合でも
提出

実習・研修願書

2020 年 10 月 1 日

神戸大学医学部附属病院長 殿

貴院における実習・研修を希望いたしますので、御許可くださいますようお願いいたします。

種 別 (いずれかに○)	○ 受託実習 (これから資格を取得する方)		研修 (すでに資格を所持している方)	
実 習 ・ 研 修 希 望 者 情 報	氏 名 (自 署)	総合 臨子		
	フリカナ	ソウゴウ リンコ		
	生 年 月 日	2000 年 1 月 1 日		
	性 別	男 ・ 女		
	学校・学科 ・所属機関	総臨看護専門学校		
	受託 実習	在 学 期 間	2018 年 4 月 1 日 ～ 2021 年 3 月 31 日	
		卒 業 (見 込)	卒業 ・ 卒業見込み	
	研 修	<必須>研修受講にあたり所属機関に申請し、許可を得ています。		☐ (許可を得てチェック)
	傷 害 保 険	加入 ・ 未加入	日本看護学校協議会共済会学生用 Will 保険	
	現 住 所	〒650 - 0017 神戸市中央区楠町 7-5-1		
電 話	078 - 382 - 6980			
E - m a i l	kenshu-jisshu @ med.kobe-u.ac.jp			
実 習 ・ 研 修 実 施 部 署	神戸大学医学部附属病院 ・ 看護部			
実 習 ・ 研 修 内 容	実践的看護実習			
実 習 ・ 研 修 期 間	2020 年 12 月 1 日 ～ 2020 年 12 月 10 日			
備 考	実習は月水金ですが 12/7 は登校日のため、実習日数は 5 日間です。			

【留意事項】

- 「神戸大学医学部附属病院受託実習生受入れ規程」に記載のとおり看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする養成機関等の学生、生徒は「実習」、「神戸大学医学部附属病院研修生受入れ規程」の別表に記載されている職種の免許を有する者は「研修」として扱う。
- 実習・研修部署は、歯科口腔外科、検査部、放射線部、薬剤部、看護部、リハビリテーション部等と記入してください。
- 実習・研修内容は、簡潔明瞭に記入してください。
- 実習・研修申請にかかる書類にご記入いただいた個人情報については、実習・研修に関する業務のみに使用し、第三者へ開示することは一切ございません。なお、神戸大学における緊急事態に伴う実習生への連絡については、この限りではございません。
- フリクション等の消えるボールペンおよび修正液等は使用しないでください。

誓 約 書

私は、貴病院内における実習・研修について、以下の事項を厳守します。

なお、いずれかの項目に違反していることが判明した場合、実習・研修が中止されても、一切の異議申し立てをしないことを誓います。

1. 実習・研修は、指導者の命に従い、誠実に行います。
2. 実習・研修中に事故を起こした場合は、国立大学法人神戸大学の故意または過失による場合を除きその責任を負います。
3. 実習・研修の間に知り得た個人情報については、守秘義務が生じることを理解し、実習・研修期間中はもちろん、終了後においてもその情報を第三者に漏らしません。
4. 国立大学法人神戸大学の財産に重大な損害を与えた場合は、その代償の義務を負います。

5. 医療安全・医療倫理の講義を受講しています。 ☐受講済 ☐未受講
(受講済の場合は最終受講日を記載してください。)

医療安全講義： 年 月 日受講済

医療倫理講義： 年 月 日受講済

6. 国立大学法人神戸大学医学部附属病院内では、多くの患者が治療、入院されていることから、実習・研修の期間中は、以下の感染症伝播防止対策を厳守します(確認のうえ☑)。
- ☐ 発熱、発疹、呼吸症状(咳、痰など)がある場合には、実習・研修を自主的に控えます。
 - ☐ 活動性の感染症疾患に罹患している際には、実習・研修を行えないことを了承します。
 - ☐ 実習・研修において、自ら病原体の伝播者(不顕性感染者を含む)となることを防ぐため、別紙のウィルス抗体価測定又はワクチン接種を実習・研修の開始前までに行いました。

年 月 日

神戸大学医学部附属病院長 殿

本人住所

氏 名

(自 署)

神戸大学医学部附属病院 ワクチン接種または抗体保有証明書

フリガナ	
氏名	

性別	生年月日(西暦)	学校、病院名等名称	種別(受託実習、研修等)
男 ・ 女	年 月 日		

【注意事項】

- ① 医療機関でワクチン接種歴や検査歴の原本を提示のうえ、必要に応じてワクチンの追加接種等を行い、証明書を作成してください。
 ② 記載されている以外の測定方法は未提出扱いとなります。
 ③ 医師が証明する本証明書を提出される場合は、母子手帳等の原本の提出は不要です。

上記のものについて、下記のとおり相違ないことを証明します。

医師名 _____ 印

年 月 日

医療機関名 _____

※ 医師であっても本人による証明は不可です。

1. B 型肝炎ワクチン 3 回接種あるいは抗体価上昇の確認

1 シリーズ接種しても基準値未満 (0~9.9 mIU/mL) の場合は、もう 1 シリーズ接種し、ワクチン接種日、検査日、検査結果等を記載してください（実習等開始日までに接種が終了しない場合は、終了を待たずに本証明書を提出し、その旨ご連絡ください。残りの接種歴は接種完了後に接種証明書もしくは領収書等を提出してください）。

B型 肝炎	1シリーズ目 ワクチン接種日				
	1回目	(西暦)	年	月	日
	2回目	(西暦)	年	月	日
	3回目	(西暦)	年	月	日
	抗体価検査				
	検査日	検査方法 ※下記以外の方法は 不可	結果 複数回検査している場合は、 高い値を記載し判定すること (最大2シリーズで終了)	基準値 未満 検査後に 1シリーズ 接種	基準値 以上 対応不要
	(西暦) 年 月 日	☐ EIA法		☐ 0~9.9	☐ 10以上
		☐ CLIA法			
		☐ RIA法			
		☐ CLEIA法			
	2シリーズ目 ワクチン接種日				
	1回目	(西暦)	年	月	日
	2回目	(西暦)	年	月	日
	3回目	(西暦)	年	月	日

2. ワクチン接種（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）

別紙 2

当院では、①其々の疾患に対して2回のワクチン接種歴があること※1、あるいは②抗体価検査結果から判定される「必要な追加対応」※2を満たすこと、を「十分な免疫を獲得したもの」として定義しています。下記一覧に従い、必要に応じて追加接種を行ったうえ、ワクチン接種日、検査日、検査結果等を記載してください。

	①2回のワクチン接種歴がある※1	②抗体価検査結果から判定される「必要な追加対応」を満たす（検査前のワクチン接種歴が1回以下）※2						必要な追加対応 （左記）に従い、 検査後の接種日を 記載すること	
		検査日 （西暦） 年 月 日	検査方法 （下記以外の 方法は不可）	検査結果	陰性	陽性			
						基準値未満	基準値以上		
						必要な追加対応※2			
						合計2回に なるよう接種	検査後に 1回接種	対応不要	
麻疹	□ 接種なし （西暦） 年 月 日	□ 検査なし （西暦） 年 月 日	□ EIA法		□ 2未満	□ 2～15.9	□ 16以上	□ 接種なし （西暦） 年 月 日	
			□ PA法		□ 16未満	□ 16～128	□ 256以上		
			□ NT （中和法）		□ 4未満	□ 4	□ 8以上		
風疹	□ 接種なし （西暦） 年 月 日	□ 検査なし （西暦） 年 月 日	□ HI法		□ 8未満	□ 8～16	□ 32以上	□ 接種なし （西暦） 年 月 日	
			□ EIA法 （デッカ生研）		□ 2未満	□ 2～7.9	□ 8以上		
			□ EIA法 （IU）		□ ΔA0.100未満	□ 30IU/mL未満	□ 30IU/mL以上		
			□ ELFA法		□ 10IU/mL未満	□ 10～44.9IU/mL	□ 45IU/mL以上		
			□ LTI法		□ 6IU/mL未満	□ 6I～29.9IU/mL	□ 30IU/mL以上		
			□ CLEIA法 （IU）		□ 10IU/mL未満	□ 10～44.9IU/mL	□ 45IU/mL以上		
			□ CLEIA法 （抗体価）		□ 抗体価 4未満	□ 抗体価 4～13.9	□ 抗体価 14以上		
			□ FIA法 （AI）		□ 抗体価 1.0AI未満	□ 抗体価 1.0～2.9AI	□ 抗体価 3.0AI以上		
			□ FIA法 （IU）		□ 10IU/mL未満	□ 10～29.9IU/mL	□ 30IU/mL以上		
水痘	□ 接種なし （西暦） 年 月 日	□ 検査なし （西暦） 年 月 日	□ EIA法		□ 2未満	□ 2～3.9	□ 4以上	□ 接種なし （西暦） 年 月 日	
			□ IAHA法		□ 2未満	□ 2	□ 4以上		
			□ NT （中和法）		□ 2未満	□ 2	□ 4以上		
流行性 耳下 腺炎	□ 接種なし （西暦） 年 月 日	□ 検査なし （西暦） 年 月 日	□ EIA法		□ 2未満	□ 2～3.9	□ 4以上	□ 接種なし （西暦） 年 月 日	

神戸大学医学部附属病院 ワクチン接種または抗体保有証明書

フリガナ	ソウリン ハナコ
氏名	総臨 花子

性別	生年月日(西暦)	学校、病院名等名称	種別(受託実習、研修等)
男・女	1998年 4月 25日	臨床教育大学	受託実習

【注意事項】

- ① 医療機関でワクチン接種歴や検査歴の原本を提示のうえ、必要に応じてワクチンの追加接種等を行い、証明書を作成してください。
- ② 記載されている以外の測定方法は未提出扱いとなります。
- ③ 医師が証明する本証明書を提出される場合は、母子手帳等の原本の提出は不要です。

学校保健センターもしくは医師による証明が難しい場合は、母子手帳や領収書等の写しの提出が必要です。(原本は不要です。)

上記のものについて、下記のとおり相違ないことを証明します。

医師名 神戸 太郎

神戸内科
医院
長之印

2021 年 3 月 25 日

医療機関名 神戸内科医院

※ 医師であっても本人による証明は不可です。

学校保健センターもしくは所属機関から発行される抗体価証明書類に医師等の署名または記名・押印がある場合は、「別紙参照」と記入ください。

1. B 型肝炎ワクチン 3 回接種あるいは抗体価上昇の確認

1シリーズ接種しても基準値未満(0~9.9 mIU/mL)の場合は、もう1シリーズ接種し、ワクチン接種日、検査日、検査結果等を記載してください(実習等開始日までに接種が終了しない場合は、終了を待たずに本証明書を提出し、その旨ご連絡ください。残りの接種歴は接種完了後に接種証明書もしくは領収書等を提出してください)。

B型 肝炎	1シリーズ目 ワクチン接種日				
	1回目	(西暦)	2017	年	4月6日
	2回目	(西暦)	2017	年	5月19日
	3回目	(西暦)	2017	年	10月13日
	抗体価検査				
	検査日	検査方法 ※下記以外の方法は 不可	結果 複数回検査している場合は、 高い値を記載し判定すること (最大2シリーズで終了)	基準値 未満 検査後に 1シリーズ 接種	基準値 以上 対応不要
	(西暦)2017年 11月27日	☐ EIA法		☐ 0~9.9	☒ 10以上
		☒ CLIA法	1000		
		☐ RIA法			
		☐ CLEIA法			
	2シリーズ目 ワクチン接種日				
	1回目	(西暦)	年	月	日
	2回目	(西暦)	年	月	日
	3回目	(西暦)	年	月	日

2. ワクチン接種（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）

当院では、①其々の疾患に対して2回のワクチン接種歴があること※1、あるいは②抗体価検査結果から判定される「必要な追加対応」※2を満たすこと、を「十分な免疫を獲得したもの」として定義しています。下記一覧に従い、必要に応じて追加接種を行ったうえ、ワクチン接種日、検査日、検査結果等を記載してください。

	①2回のワクチン接種歴がある※1 ●十分な免疫を獲得していると判断できるので抗体価検査は不要 ●当院では3回以上の接種は求めない	②抗体価検査結果から判定される「必要な追加対応」を満たす(検査前のワクチン接種歴が1回以下)※2						必要な追加対応 (左記)に従い、 検査後の接種日を 記載すること	
		検査日	検査方法 (下記以外の 方法は不可)	検査結果	陰性	陽性			
						基準値未満	基準値以上		
					必要な追加対応※2				
					合計2回に なるよう接種	検査後に 1回接種	対応不要		
麻疹	☐ 接種なし (西暦) 1999 年 6月 3 日 (西暦) 2015 年 3月 13 日	☒ 検査なし (西暦) 年 月 日 (西暦) 年 月 日	☐ EIA法 ☐ PA法 ☐ NT (中和法)		☐ 2未満 ☐ 16未満 ☐ 4未満	☐ 2~15.9 ☐ 16~128 ☐ 4	☐ 16以上 ☐ 256以上 ☐ 8以上	☐ 接種なし (西暦) 年 月 日 (西暦) 年 月 日	
風疹	☒ 接種なし (西暦) 年 月 日 (西暦) 年 月 日	☐ 検査なし (西暦) 2021 年 1月 5 日	☐ HI法 ☒ EIA法 (デッラ生研) ☐ EIA法 (IU) ☐ ELFA法 ☐ LTI法 ☐ CLEIA法 (IU) ☐ CLEIA法 (抗体価) ☐ FIA法 (AI) ☐ FIA法 (IU) ☐ CLIA法	0.2未満 ☒ 2未満	☒ 2未満 ☐ ΔA0.100未満 ☐ 10IU/mL未満 ☐ 6IU/mL未満 ☐ 10IU/mL未満 ☐ 抗体価 4未満 ☐ 抗体価 1.0AI未満 ☐ 10IU/mL未満 ☐ 10IU/mL未満	☐ 8~16 ☐ 2~7.9 ☐ 30IU/mL未満 ☐ 10~44.9IU/mL ☐ 6I~29.9IU/mL ☐ 10~44.9IU/mL ☐ 抗体価 4~13.9 ☐ 抗体価 1.0~2.9AI ☐ 10~29.9IU/mL ☐ 10~24.9IU/mL	☐ 32以上 ☐ 8以上 ☐ 30IU/mL以上 ☐ 45IU/mL以上 ☐ 30IU/mL以上 ☐ 45IU/mL以上 ☐ 抗体価 14以上 ☐ 抗体価 3.0AI以上 ☐ 30IU/mL以上 ☐ 25IU/mL以上	☐ 接種なし (西暦) 2021 年 2月 5 日 (西暦) 2021 年 3月 5 日	
水痘	☒ 接種なし (西暦) 年 月 日 (西暦) 年 月 日	☐ 検査なし (西暦) 2021 年 1月 5 日	☒ EIA法 ☐ IAHA法 ☐ NT (中和法)	5.6 	☐ 2未満 ☐ 2未満 ☐ 2未満	☐ 2~3.9 ☐ 2 ☐ 2	☒ 4以上 ☐ 4以上 ☐ 4以上	☒ 接種なし (西暦) 年 月 日 (西暦) 年 月 日	
流行性 耳下 腺炎	☐ 接種なし (西暦) 1999 年 6月 3 日 (西暦) 年 月 日	☐ 検査なし (西暦) 2021 年 1月 5 日	☒ EIA法	3.5	☐ 2未満	☒ 2~3.9	☐ 4以上	☐ 接種なし (西暦) 2021 年 2月 5 日 (西暦) 年 月 日	

○神戸大学医学部附属病院受託実習生受入れ規程

(平成16年4月1日制定)

改正 平成18年7月19日 平成22年4月30日
平成24年4月24日 平成29年3月31日
平成31年2月28日 令和元年9月25日
令和2年6月30日 令和4年3月29日

(趣旨)

第1条 薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする公立若しくは私立の学校又は養成所等(以下「養成機関等」という。)の長からの委託により、神戸大学医学部附属病院(以下「病院」という。)が、当該養成機関等の学生、生徒等の実習を受け入れる場合の手続等は、この規程の定めるところによる。

(手続及び許可)

第2条 養成機関等の長は、学生、生徒等の実習を病院に委託しようとするときは、必要事項を記載した書面を添えて神戸大学医学部附属病院長(以下「病院長」という。)に申請しなければならない。

2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、病院の業務に支障がない限り、学生、生徒等の実習を許可することができる。

3 実習の期間は、受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

(受託実習料)

第3条 受託実習料の額は、前条第2項の規定により、実習を許可された学生、生徒等(以下「受託実習生」という。)1人につき、次の表に掲げるとおりとする。

養成しようとする職種	受託実習料
薬剤師	11週 418,000円
	11週以外の場合 1週につき38,500円
薬剤師以外	1日につき 2,200円

2 養成機関等の長は、実習の期間に応じた受託実習料を所定の期日までに納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、病院長は、特に必要と認めたときは、受託実習料を徴収しないことができる。

4 前項に規定する場合を除き、養成機関等の長が受託実習料を所定の期日までに納付しないときは、病院長は、実習の許可を取り消すものとする。

5 既納の受託実習料は、返還しない。

(実習)

第4条 受託実習生は、病院長の指示に基づき実習を行うものとする。

(諸規則の遵守)

第5条 受託実習生は、本学の諸規則を守らなければならない。

(実習許可の取消し等)

第6条 受託実習生が、第4条若しくは第5条の規定に違反し、又は受託実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該受託実習生の実習を停止させ、又は第2条第2項の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月19日)

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日(以下「施行日」という。)前において、受託実習生として許可を受け、施行日以後引き続き実習を行う者に係る受託実習料は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年4月30日)

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成24年4月24日)

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する

附 則(平成31年2月28日)

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年6月30日)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

○神戸大学医学部附属病院研修生受入れ規程

(平成16年4月1日制定)

改正	平成18年7月19日	平成28年9月30日
	平成29年3月31日	平成31年2月28日
	令和元年7月19日	令和元年9月25日
	令和3年3月16日	令和4年3月29日

(趣旨)

第1条 薬剤師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師等別表第1に掲げる職種の免許を有する者を神戸大学医学部附属病院(以下「病院」という。)において研修させる場合の手続等は，この規程の定めるところによる。

(手続及び許可)

第2条 研修を受けようとする者は，所定の申請書に別に定める書類を添えて，神戸大学医学部附属病院長(以下「病院長」という。)に申請しなければならない。

2 病院長は，前項の規定による申請があったときは，病院の業務に支障がない場合に限り，研修を許可することができる。

3 研修(次項に規定する看護師の特定行為研修を除く)の期間は，6箇月以内とし，研修を許可する日の属する事業年度を超えないものとする。ただし，特別の理由があると認めるときは，病院長の許可を得て，研修の期間を1年以内とすることができる。

4 看護師の特定行為研修については，研修の期間を1年間とする。

(研修料)

第3条 前条第2項の規定により研修を許可された者(以下「研修生」という。)の研修料は，日額2,200円とし，研修生は，研修の期間に応じた研修料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし，薬剤師の免許を有する者に係る研修料は，月額11,000円とし，看護師の特定行為研修の研修料等については別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず，病院長は，特に必要と認めたときは，研修料を徴収しないことができる。

3 前項に規定する場合を除き，研修料を所定の期日までに納入しない者に対しては，病院長は，研修の許可を取り消すものとする。

4 既納の研修料は返還しない。

(研修)

第4条 研修生は，病院長の指示に基づき研修を行うものとする。

(諸規則の遵守)

第5条 研修生は，神戸大学の諸規則を守らなければならない。

(研修許可の取消し等)

第6条 研修生が，第4条若しくは第5条の規定に違反し，又は研修生としてふさわしくない行為があったときは，病院長は，当該研修生の研修を停止させ，又は第2条第2項の許可を取り消すことができる。

(損害賠償等)

第7条 研修生は，本人の故意又は過失により，医療過誤を生じさせた場合又は施設，設備等を損傷させた場合は，法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(準用)

第8条 四病院団体協議会（一般社団法人日本医療法人協会，公益社団法人日本精神科病院協会，一般社団法人日本病院会及び公益社団法人全日本病院協会で構成される病院団体の協議会をいう。）及び公益財団法人医療研修推進財団が認定す

る診療情報管理士並びに公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士を研修させる場合は、別表に掲げる職種に準ずるものとして取り扱う。
(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研修生に関して必要な事項は、病院長が定める。

附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- 附 則(平成18年7月19日)
- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
 - 2 この規程の施行日(以下「施行日」という。)前において、研修生として許可を受け、施行日以後引き続き研修を行う者に係る研修料は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月30日)
この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日)
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日)
この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和元年7月19日)
この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日)
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月16日)
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

職種	薬剤師
	保健師
	助産師
	看護師
	診療放射線(エックス線)技師
	臨床検査(衛生検査)技師
	理学療法士
	作業療法士
	視能訓練士
	栄養士
	歯科技工士
	歯科衛生士
	あん摩マッサージ指圧師

はり師 きゅう師 柔道整復師 臨床工学技士 義肢装具士 救急救命士 言語聴覚士 社会福祉士 管理栄養士 公認心理師
--

別表第2(第3条関係)

別表第2

[別紙参照]

年 月 日

振込完了通知書

神戸大学医学部総務課人材育成支援事務室
研修支援係 御中

機関等名称

担当者氏名

電話番号

下表のとおり振込みが完了いたしましたのでお知らせいたします。

学校、病院等名称 (研修の場合は氏名)	
種 別 (受託実習、研修等)	
実 習 先 部 署	
実 習 ・ 研 修 等 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
人 数	人
金 額	円
振 込 完 了 日	年 月 日

振込完了後、この用紙にご記入のうえ、
FAX またはメールで当係まで速やかにご送付願います。

FAX : 078-382-5050

email : kenshu-jisshu@med.kobe-u.ac.jp